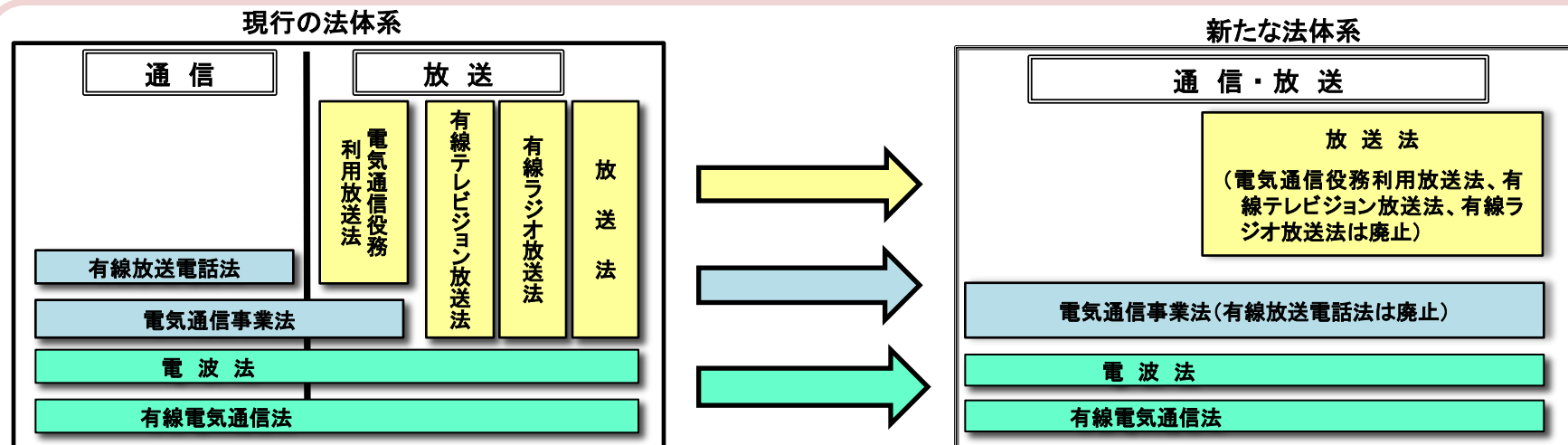


趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

改 正 内 容

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

国会審議経緯

本法律は、第174回通常国会に提出し、衆議院通過後、参議院において審議未了・廃案となった法案を、第176回臨時国会に再提出し、衆議院で一部修正の上、参議院で可決・成立したものである。

放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化

- ・放送関連4法でそれぞれの形態の「放送」が別々に定義されているため、分かりにくい。
- ・新たな放送法においても一定の放送を確保すべきことから、そのための枠組みを設けることが必要。
- ・現行の法体系では、放送の種別ごとに事業形態が決められてしまっており、経営の柔軟性を確保することが不十分。

現行の
放送法制

新たな
放送法制

← 放送（公衆によって直接受信されることを目的とする
無線通信の送信）

有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする
有線電気通信の送信） →

← 放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信） →

- 放送の業務（ソフト）と設備の設置（ハード）の手続を整理し、あらゆる放送についてハード・ソフトの一致か分離かを事業者が選択可能に

放送の業務
（ソフト）
※1

「基幹放送」※2

→具体例：地上TV、BS、110度CS、AM、FM、短波

※2「基幹放送普及計画」の対象となる放送

- 地上基幹放送
 - ・特定地上基幹放送（HS一致免許の対象）
- 移動受信用地上基幹放送
- 衛星基幹放送

「基幹放送事業者」

参入規律

認定又は電波法上の免許

技術基準

技術基準適合維持義務あり

「一般放送」※3

※3「基幹放送普及計画」の対象とならない放送

→具体例：124/8CS（ラジオ含む）、有テレ

放送エリア：狭い、
視聴者への影響：小さい 一般放送
→具体例：有ラ、有テレ（小規模）

「一般放送事業者」

登録

届出

技術基準適合維持義務あり

なし

※1ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。

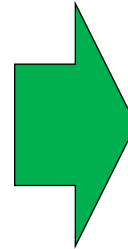
一般放送（有線テレビジョン放送）に係る参入規律

- 一般放送（基幹放送以外の放送）の業務への参入は、原則として登録制（下図）。
- ただし、受信者の利益等に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送（※）については、事前届出による参入を可能とする。

※ 放送の種類、設備の規模等を総合的に勘案して総務省令で定める放送

現行制度

	有線役務利用放送	有線テレビジョン放送
	← 電気通信役務を利用する放送 →	← 電気通信役務を利用しない放送 →
ソフトへの参入	登録 (役務利用放送法 § 3)	届出 (有テレ法 § 12)
ハードの設置	なし	許可 (有テレ法 § 3)



新たな放送法制

	有線放送（テレビジョン放送）	
	← 電気通信役務を利用する放送 →	← 電気通信役務を利用しない放送 →
ソフトへの参入	登録	
ハードの設置	なし(※1)	なし(※2)

※1 放送事業者に電気通信役務を提供する事業者（他者）による電気通信事業法上の登録又は届出が必要（現行どおり）。

※2 登録に係る電気通信設備については、有線電気通信法上の届出は不要。

参入時の審査要件

- ① 欠格事由
- ② 経理的基礎
- ③ 技術的能力
- ④ 技術基準に適合する電気通信設備の権原に基づく利用の可否
- ⑤ マスメディア集中排除原則

参入時の審査要件

- ① 欠格事由
- ② 施設計画の合理性・確実性
- ③ 技術的能力
- ④ 経理的基礎
- ⑤ 技術基準への適合性
- ⑥ 自然的社会的文化的諸事情に照らし必要かつ適切であること

参入時の審査要件

- ① 欠格事由
- ② 技術的能力
- ③ 技術基準に適合する電気通信設備の権原に基づく利用の可否

放送の技術基準

放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、技術基準適合性を参入時に審査し、設備の維持や設備の改善命令、重大事故の報告に係る規定を整備する。

改正案の概要

- 基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備に対し、次の事項が確保されるよう技術基準を定めるとともに、免許、認定又は登録において審査する。
 - ① 一般放送の品質が適正であるようにすること（標準方式など、現行と同じものを想定）
 - ② 設備の損壊又は故障により業務に著しい支障を及ぼさないようにすること（放送中止事故の防止など、安全・信頼性の確保）
 - 設備を技術基準に適合するよう維持することを求め、適合していない場合には、設備の改善を命ずることができることとする。
 - 設備に起因する重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨の規定を設けることとする。
- ※ 有線テレビジョン放送に対するものも含め、規律の具体的な内容及び対象設備等については、総務省令で定めることとしており、別途、放送の形態ごとに実状を踏まえて検討。